

平成18年5月26日 開会
平成18年5月26日 閉会
(臨時第6回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 7 号

平成 18 年第 6 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 18 年 5 月 23 日

大山町長 山 口 隆 之

1 日 時 平成 18 年 5 月 26 日 午前 9 時 30 分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介
吉 原 美智恵
敦 賀 亀 義
川 島 正 寿
秋 田 美喜雄
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
二 宮 淳 一
野 口 俊 明
荒 松 廣 志
鹿 島 功

西 尾 寿 博
遠 藤 幸 子
森 田 増 範
岩 井 美保子
尾 古 博 文
足 立 敏 雄
岡 田 聰
椎 木 学
沢 田 正 己
西 山 富三郎

○応招しなかった議員

なし

第 6 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 1 8 年 5 月 2 6 日 (金曜日)

議事日程

平成 1 8 年 5 月 2 6 日 午前 9 時 3 5 分開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 86 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 86 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

出席議員 (21名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長……………山 口 隆 之 助役 ……………田 中 祥 二
総務課長 ……………諸 遊 雅 照 福祉保健課長 ……………松 岡 久 美 子
税務課長 ……………野 間 一 成

午前9時35分開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、平成18年第6回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番 秋田美喜雄君、10番 尾古博文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 議案第86号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第86号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第86号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、被保険者の所得額及び固定資産税の確定に伴い、保険税の税率、税額を改正するものであります。

平成17年度の保険税につきましては、旧町ごとに税率、税額を決定していましたが、平成18年度からは一本化することといたしました。

平成18年度の大山町全体の保険給付費総額は、過去の医療費実績から推計し、約14億5,500万円といたしております。これは、前年度実績に対し率にして1.42%、額にして約2,000万円の増を見込んでおります。

保険給付費のほか老人保健拠出金、介護納付金、保健事業費等、平成18年度の歳出総額は約20億1,500万円といたしております。これは、前年度に対し率にして2.24%、額にして約4,400万円の増であります。

歳入につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金、繰越金、滞納額の収納金等の歳入総額を約15億2,600万円見込んでおります。

歳出総額に対しまして、歳入不足額の約4億8,900万円を国民健康保険税として集めることとなりますが、収納率を加味し、約4億7,000万円を徴収見込額といたしました。約1,900万円の不足額は、一本化による急激な税額、税率の変更を避け、3地区の平準化を図るため、基金を取り崩し充当したいと考えております。

税の積算基礎となります軽減後の一人当たりの税額を6万5,980円とし、これを基準に地方税法第703条の4の規定に基づき、所得割を9.41%、資産割を41.81%、均等割を一人当たり2万8,900円、平等割を一世帯当たり2万6,500円といたしました。

介護納付金につきましては、平成18年度の軽減後の一人当たりの額は国からの指示で約2万3,000円と決まっておりますので、医療分と同様な規定でそれぞれの税率、税額を算定した結果、所得割1.88%、資産割12.38%、均等割一人当たり10,290円、平等割一世帯当たり6,200円となります。

税条例につきましては、改正前、改正後それぞれの当該改正部分に下線を引いて表示をいたしております。

附則において、この条例は公布の日から施行し平成18年4月1日から適用するものとし、改正後の大山町国民健康保険税条例は、平成18年度分の国民健康保険税から適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明をいたします。以上で議案第86号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 失礼いたします。そういたしましたら、議案と一緒に配布させていただきました資料にしたがって説明をさせていただきます。

まず、資料の1をご覧くださいと思います。「大山町国民健康保険税（医療分）の見直し」という見出しでつけております、ページの左の部分につきましては、先ほどの提案理由の説明の状況を現わしたものでございます。

1の支出の状況の表は、左の方が平成17年度国保特会の歳出の決算見込みをあげております。右の表の方が、平成18年度大山町の国保特会を賄っていくために必要な経費を見込んだ表でございます。その中で保険給付費、被保険者の方の医療費でございます。約14億5,500万円につきましては、本年度は診療報酬や薬価基準が4月から切り下げになります。それを見込んで少なめの伸び率といたしました。

その下にあげております老人保健拠出金、約3億3,400万、その下の介護納付

金1億2,200万、この額は、既に国の方から指示されたものでありまして、各老人保健、介護保健、それらに拠出します分とか納付金でございます。

次に、その下の2歳入の状況の表を見ていただきたいと思います。これは医療費にかかる国庫支出金、一般会計から職員の給与費及び保険基盤安定繰入金が主なものがあります。繰越金約1億1400万円につきましては、一人当たりの負担額を押さえるために、全額歳入に当てております。

18年度のそれぞれの歳入歳出の差額で不足分が約4億8,900万出ます。これを税として集めることとなりますが、徴収率を加味し、約4億7,000万円の徴収額を見込んでおります。

次に、一番最後の資料の3をご覧くださいと思います。左の方の医療分につきましては、平成17年度の3地区の税率・税額を一覧で示しております。その下が、それぞれ3地区の一人当たりの軽減後の負担額を載せております。平成17年度の3地区の平均は、6万5,069円となっております。平成17年度の3地区の負担額や平均の額、医療費の伸び等を精査しながら、平成18年度の軽減額の一人当たりの負担額を6万5,980円と算定をさせていただきました。

資料の1に返っていただきたいと思います。右側の平成18年度保険税（医療分）の算出資料をご覧くださいと思います。地方税法第703条の4で決められた四方式に従い、微調整をしながら軽減後一人当たり6万5,900円を基準にしながら、税率、税額を算出いたしました。算定基準額は、本年度の被保険者に係る所得額・資産税額・被保険者数・世帯数であります。表の右はしの課税額の下に書いております4億8,977万1,756円は軽減後一人当たりの額に被保険者数を掛けて算出した18年度の保険税の税額であります。

次のとなりに控除額としてあげております。軽減額9,774万4,440円は7割軽減、対象が世帯にしまして1,454世帯、人数で被保険者数で2,462人、5割軽減におきまして、対象が251世帯707人、2割軽減におきまして対象が391世帯、926人に係る控除額であります。その下に限度額、超過額4,118万1,219円、これは保険税の課税額の上限が53万円であります。それを超える対象が118世帯、553人に係る控除額であります。端数処理を約15万6,000円を処理をいたしております。課税額と控除額を加えたものが算出税額、そのとなりの6億2,885万3,516円となります。この算出税額を四方式の率にしたがって、微調整をしながら税率、税額を算出いたしました。その結果、所得割が9.41%、資産割が41.81%、均等割が2万8,900円、平等割が2万6,500円となりました。下段の表には、それぞれ軽減区分に応じた軽減額と課税額をあげております。

次に、介護分についてご説明をいたしたいと思います。

介護分は、40歳から64歳までの国保の被保険者の方に保険税と合わせてご負担を頂くものでございます。

資料2をご覧いただきたいと思います。上段の右の平成18年度国保歳出としております表で、介護納付金1億2,219万8,265円は、既に国から指示のあった納付額をあげております。

中段の表で、平成18年度の介護分に係る国庫支出金等歳入合計を7,212万9,000円見込んでおります。歳入歳出差し引き不足額5,023万3,000円に徴収率を加味し、課税額を5,233万5,646円見込んでおります。介護分の軽減後の一人当たりの額につきましては、国の指示のあった額2万3,354円といたしております。

控除額につきましては、軽減額875万3,912円は7割軽減、対象が世帯数476世帯人数で587人、5割軽減の対象が147世帯213人、2割軽減の対象が223世帯の307人に係るものでございます。限度超過額は5,240万円は、9万円の限度額超過額で、対象が122世帯227人にかかるものでございます。控除額の合計は1,406万9,592円となります。医療分と同様にして税率、税額を算出いたしました。その結果、所得割が1.88%、資産割が12.38%、均等割が一人当たり10,290円、平等割が6,200円となります。下段の表で軽減の区分に応じた軽減額、課税する額の一覧を示しております。以上で説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 一点だけお聞かせ願いたいと思います。今の国民健康保険税でございますけれども、今までは社会保険に入っておられて、定年で今度は国民健康保険税を払わないけんという事態が始まった場合に、これが10日から15日、長い時には20日ぐらいの期間があるらしいですわ。その中でもし事故とか、病気とか手術とか、大きな医療費が掛かるようになった場合は、その間は実費で払えというようなことが言われておりますけれども、これは本当なのか、うそなのか。そして大山町においてはどのような対処をしておられるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 椎木議員さんの……

〔「椎木議員さんではございません」と呼ぶ者あり〕

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 小原議員さん、失礼いたしました。申し訳ありません。質問にお答えいたします。そういうケースはままにありますけれども、社保離脱した場合には、14日以内に届けるという規則がありますけれども、なかなかそれもままならない時もあります。

その時は、例え空白がありましても社保を離脱された翌日からが国保の適用日になります。ですので、例え届けをしておられなくても、それに類した医療費、入院等で高額が発生しましても、それは国保、それからその逆の場合も国保に入って、届けが遅く、社保に加入されたのに届けが遅くて国保のまま、逆の場合もありますけれども、

それは喪失日を基準に加入の保険から、医療費等はさかのぼって支払い、給付をさせていただきます。大山町の場合、そういうことはあまり今のところ聞いておりませんし、そういう場合、相談がありましてもそのように対応させていただいております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） じゃあ、確認でございますけれど、ほんなら別状関係ないと、ずっと社会保険でも、社会保険切れても、すぐ国保に対応できるということですね。っていうことは、窓口では実費で払いなさいとはっきりと言われてまして。これはどういうことなのか、そういう期間は、もう実費で、本人さんが実費で払ってくださいよということを言われましたんで、これはどういうことなのかなと、そういうことでちょうど事業を期したように今日こういう案件が出ましたんでお聞きしておるわけでございます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの再質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） すいません。国保それから社保の得喪につきましては、2年間さかのぼる、要することになってまして、それで窓口がそのように言いましたのは、多分届けの義務期間が14日ということがあります。それを放っておかれたら、保険証が無いのでということで、その辺の失期についての説明をさせていただいたではなかろうかと思えます。実際にはそういうことできちっと遅れても、得喪の届けをしていただきましたら、先ほど申しましたように、その取得期間、喪失の翌日からそれぞれの適用する保険を対応させていただいております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 一点だけお願いいたします。今年も上がったように思いますが、高額医療について質問したいと思えます。

高額医療っていうのは、どのような種類をお使いになるのか。それとこれが大山町において年々増えているのか、減ってきているのか、ということをお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 高額医療の種類等はありませんけれど、高額医療を支給する際に課税世帯か非課税かでその個人で負担していただくのが、3万くらいと7万くらいで違ってきます。で、とってもこの頃高額医療の計算が複雑になりまして、2カ月目からは医療の部分がどうだとかということで、ちょっと私今頭には入

れてませんけれど、そういうことで種類としてはありませんけれど、課税・非課税で限度額が設定をしております。

それと高額医療は、大山町におきまして年々増えております。一件がこれは一人のレセプト、一件ひと月総医療費が5、600万っていうのが出てきております。で、これの3割が窓口で個人が負担ですけれど、こういうのがまま、単発ではなくて割と継続的に一年とかそういう状況で出てきて、本当に圧迫しておる状況です。それから200万、300万、400万、こういうのは本当にもうザラというのでしょうか、傾向としては高額医療は増える傾向にきております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 16番、椎木議員。

○議員（16番 椎木 学君） この応益応能の割合、あるいは四分りんの割合、なんですが、最終的にはどういう数字なのか、経過にあるのか、目指すところはこういう数字なのか、お教え願いたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 軽減後の一人の負担額を出しますのは、本当に何十回、極端な話ですけれど、何十回となくシュミレーションをかけて旧3地区の税額税率、それから平均、その当たり本当に微調整をしながら決めさせていただきました。じゃあ今の負担を、旧町の平均でいったらどうなのか、それから1,000円上げたらどうなのか、さらに1,000円上げたらどうなのかということで、試行錯誤ではないですけれども、微調整をやりながら3地区の税が平準化になるようにということとかなり緻密なところで計算をさせていただいております。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他にありますか。1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 国民健康保険税の算定基礎に関わる点とそれから今後の課税と医療制度のあり方についてということと二点についてお尋ねしたいと思います。

まず一点目、今回の保険税の課税の基礎になった数値についてでございますけれども、ご説明いただきましたように住民税なりの税額が確定したということに基づくものでございますが、税制についてはいろいろ改正もございまして、今年度からは、特に年金の所得の計算方法が変わったということで、65歳以上の方の所得、収入自体は前年と同じでも所得が上がっている、あるいは高齢、老年者控除、所得税の老年者控除の廃止によりそういった部分でも、控除が少なくなったことで、所得の額が変わってきておりますわけで、そういった部分だけ取り上げれば住民の所得は上がってきておるわけですが、ご説明いただいたように給付費が微増する中、軽減後の一人当たりの金額を見ますと、前年と比べて約1,000円と負担が増えております。これに

については、資料1のほうとか見せていただくと軽減額がこれも前年に比べますと1,100万増えていると。で、限度超過額については約300万円くらい増えていると、ということは、軽減額が増えているということは、町民全体の所得の水準が下がってきているということなのかなというふうに理解しましたが、また限度超過額についてもこれが金額が減ってきているということは、要は収入の多い人が少なくなってきたということなのかなというふうに理解しましたが、そういった部分含めてですね、昨年の17年度の時と比べて町民の所得については、今年度どういうふうに変化しているのかということについての説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 近藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。所得の状況でございます。所得の状況につきましては、17年度に比べまして18年度は営業所得が2億1,000万の減でございます。農業所得につきましても6,600万の減でございます。給与所得につきましても4億2,000万の減でございます。先ほどありましたように年金等の控除の関係が変わりました関係で、年金の受給者の関係では3億2,000万の増になってございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 近藤議員、1番。

○議員（1番 近藤 大介君） 今税務課長からご説明いただきました。やはり随分住民の、特にその現役世代の収入、大山町の町民の現役世代の収入というのは随分下がってきてるのだなと実感したところであります。そういった中で家庭から支出する医療費の水準というのは前年と比べて同額なのか、あるいは微増なのか、そういったところにあるわけで、今後もしばらくこういう経済情勢から思うに、続いていくのかなというふうに考えるわけで、そういった中で課税のあり方なり、望ましい医療、介護サービスのあり方、といったことについてもっと考えていく必要があるように感じるわけです。でまあ、そういったこれは町長にお答えいただきたいんですけど、課税と先ほど言いましたサービスの部分、バランスなり、医療費を削減していくための施策なりについて町長のお考えをお尋ねしたい。また町内での対策だけではやはり難しい、困難、解決ができない課題も多かろうと思います。国では今医療制度の改革などの議論もされておるわけで、日本の医療費は高いという批判もある反面、欧米に比べると日本の医療サービスの水準は低いという意見もあつたりします。国の制度自体が変わってこない町民の福祉も向上しない部分があるかと思えます。特に、新聞等で報道されますけれど、国全体の景気は回復基調にあるということですが、言わずもがな都市部なり東京なり愛知県なり、一部地域だけで突出して景気が回復しているという段階ですので、農村部では、本当に所得が今説明をいただいたように年々減っていく中で医療費だけの負担が増えていくという状況にあります。是非そういっ

た部分、国の方へも働きかけて、何らかのよりよい方向を探っていく必要があると思うんですけど、そういった町内に対しての行政のあり方、それから国に対しての働き方についての町長のお考えをお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。医療制度の改革等、ご承知のように進められておるところでありますけれども、ただいずれにしても医療費、要は総額をどう誰が負担していくかということになるんだらうと思っています。そういった中で今医療費、個人負担を2割から3割に上げる、70歳から75歳まで引き上げるとかいろんな制度の改正を、どちらかという負担を求めるという国の政策の中で今改革がなされておるところであります。我々としても制度の中で国保会計とも運用していくわけでありまして、我々として取り組まなきゃならないのは、当然抜本的ないろいろな制度の改革というのも当然ありますけれども、ただ医療、今の制度の中でじゃあ我が町はどうしていくかということになるらうかと思えます。そういった中で思いを述べさせていただくとすれば、やはり医者にかからない、病気にならない、そういった対策をどうしていくかということが一番大きな我々として取り組める課題ではないかなと思っております。

先般も実はこの保険税を議論する中で、担当課長等も含めて話をしたところでありましてけれども、命が伸びていっている状況の中でじゃあ大山町の医療費の伸びている原因は何なのか、どういう疾病が多いのか、どういう死亡原因が多いのか、あるいはそれをきちっとデータを処理をして、それについてスポット的に目標を絞った対策をたてようじゃないかというような話をしたところでありまして、幸いに我が町には診療施設、直営の診療施設が4カ所ありますし、民間の医療機関もあります。前は町の直営の医師が5人、包括支援センターの所長を含めば5人でありまして、保健士が9人、栄養士が3人、そういった専門職が沢山おるわけでありまして、こういった力を結集する中で、大山町の今の住民のみなさんの健康状態、こういった病気が多くかかっておられてこういったところに医療費が多くかかっているのか、そういったところ少し分析をして、で、少時的を絞った形の中で対策を立てようじゃないかと、それに向かって、その今の専門職等も中心になりながら、目標を立てながら住民の皆さんに啓発をして取り組んでいこうじゃないかというようなことを、実は課長、助役等の中で話をしたところでありまして。そういった取り組みを進めながら、基本的には、誰も病院に行くことが、好んでいくわけではないわけでありまして、そういったことが、医者にかからなくても健康で暮らせるような手法としては、どういうふうな対応策をしていけばいいのか。また生きがいつくり、健康づくりも大事でありますけれども、そういったような取り組みを強化してまいらなければならないなと改めて確認しあつたところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 20番 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 簡単に三点ほど聞いておきますが、市町村が課す

ることができる税目というのがありますが、この国保税はその根拠は何法の何条のなんぼですか。一つ。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 地方税法の703条の4だと理解をいたしております。

○議長（鹿島 功君） 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 聞き方が悪かったかと思いますが、税務課長が来ておりますので、税務課長、国保税を徴収しますよと決めて、決めてくださいということですから、その地方税法に国保税が出てくるのはどこかと聞いておるのです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 西山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。国民健康保険税の課税の根拠は地方税法703条の4の規定でございます。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 703条の4っていうのは、四方式のことだよ。四方式のことは椎木議員もお尋ねしましたけれども、これは50対50であると。しかしその豆腐を切ったように真四角にはならんから、微調整ということで出ておりますけれども、内訳は地方税法703条で四方式に分けるけれども、地方自治体が普通税と目的税を課することができるという根拠があるんでしょ。その根拠に基づいて今度703条に飛ぶわけですよ。5条の6は知らんの、あんた方。5条の6じゃないですか、税務課長。

○議長（鹿島 功君） 西山議員さん、質問の趣旨が、税率の話が中心になっておりますが、できればあと二点も含めて要点が見えませんが、含めて質問をできたらお願いしたいと思います。

○議員（20番 西山 富三郎君） 私も運協の、今は議員は出れませんがね、会長も何期かやっておってよその町村にも視察に行ったことがありますから、やはり根本からズラズラズラーとね、調べて教えてくださいよ。それじゃ次に進みますけど、時間がないから。

椎木議員も聞いておりましたけれど、担当課長、微調整と言いました。微調整の主な根拠は何ですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

きます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 地方税法の703条の4で四方式ということで、応能割応益割、それぞれ50、50。応能割では所得割を40、資産割を10。応益割では、均等割を35、平等割を15ということで、これはあくまでも示された数字は標準の割合でありまして、市町村の実情に合わせてこれを微調整してもいいということになっております。そういう前提の中で、先ほども申しましたように3地区のそれぞれの税率税額、それから平均医療費の伸び、このあたりを加味をいたしまして、微調整をさせていただいております。それであまり応能割とか応益割が、極端に例えば60、40とか70、30にしますと、一番最後の2割軽減というのが、国の方から極端に町の実情に合わせて率を変えれば、この制度の適用はできませんよという、いろいろな絡みがございます、このようなちょっと端数の出るような割合といたしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 先ほどは所得が大変減ったということでしたけれど、課税限度額、最高額納める人が去年と比べて何人、最高額がいくらで、去年と今年と比べますと低くなりますですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） いいですか、福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） ちょっと時間いただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） はい、休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 西山議員さんのお尋ねにお答えいたします。17年度と18年度と対比をして、限度超過額がどのような増減があるかということでしたと思いますけれど、ほぼ世帯数にしましては、1世帯平成18年度は、数字の上では減となっております。17年度が119世帯、18年度が118世帯、1減でございます。人数につきましては17年度が632人、18年度が553人ということで少し減っております。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第86号を採決します。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これでは臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。平成18年第6回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前10時20分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員

